

# 令和4年2月の変更点について

令和4年2月1日おける変更点は以下のとおりです。

## ■ 県発注工事における監理技術者の専任要件の緩和に伴う変更

建設業法の改正に伴う、県発注工事における監理技術者の専任要件の緩和について、特例監理技術者の配置要件を定めたことから、しおりの本文中及び掲載様式について変更を加えています。

## ■ 注意事項

令和4年2月1日以降に発注される案件において、入札公告又は特記仕様書に特例監理技術者の配置の可否について記載されていますので、御注意ください。